

町内全保育施設に自動110番装置を設置

町内の全保育施設（南条こども園、湯尾保育所、河野保育園、今庄なないろこども園）に、ボタンを押すだけで施設名や住所、電話番号などが県警本部の通信指令課に自動通報される「110番非常通報装置」を設置し、6月8日（水）より運用を開始しました。ボタンは各施設内に4～6つ設置。より迅速な警察の臨場が可能になるほか、施設内に設置された複数のランプが点灯するため、全職員が異常に気付きやすくなりました。全保育施設に当装置を設置するのは県内で初めてです。

同日、南条こども園で運用開始式があり、岩倉町長や越前警察署の出村署長ら関係者が出席しました。式の後には装置を使った訓練が行われ、出村署長は「決して躊躇せず、迷ったら押してください」と呼びかけました。

〈訓練の様子〉



ボタンを押して通報
→施設内の複数のランプが
緑色に点灯



県警本部側が施設に電話すると、ランプが赤色に変わる。電話で、警察到着までの間に現場の情報を伝える。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**国民健康保険税が減免**になります。

【減免の対象となる保険税】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている国民健康保険税

【減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方
→ 全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方
→ 一部を減額

※一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

国民健康保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合Dをかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

A世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額 C主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得額に応じた減免割合D

300万円以下の場合：全部(10分の10) 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4 1000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象になるか、申請に必要な書類等の詳細については、町民税務課にお問合せください。

ホームページにも関連情報を掲載しております。

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/101/111/p003290.html>



■ 問合せ 町民税務課 TEL 0778-47-8014